

令和 3 年度

水道用高機能粉末活性炭 仕様書

仙 台 市 水 道 局

1 品名

水道用高機能粉末活性炭

2 品質及び評価方法

本仕様書に定める水道用高機能粉末活性炭は、JWWA K 113:2005-2（水道用粉末活性炭）に定める品質と同等以上であり、以下に示す品質を満たすこと。

(1) 品質

① 品質-1

浄水又は浄水処理過程における水に、水道用高機能粉末活性炭を設定最大注入率で注入したとき、水に付加される物質濃度が「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年2月23日厚生省令第15号：最終改正 令和2年3月25日厚生労働省令第38号）の別表第一に掲げる基準に適合すること。

設定最大注入率は100 mg/Lとする。（水分50%の粉末活性炭に換算した値）

② 品質-2

製品の品質が、JWWA K 113:2005-2（水道用粉末活性炭）により試験した結果、以下の品質に適合すること。

項 目	品 質
フェノール価	25 以下
ABS価	50 以下
メチレンブルー脱色力	150 mL/g 以上
ヨウ素吸着性能	1,400 mg/g 以上
pH値（1%懸濁液の浸出液）	4 ~ 11
塩化物イオン	0.5 % 以下
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）	900 μ S/cm 以下
乾燥減量	5 % 以下
ふるい残分（ふるい目開き75 μ m）	10 % 以下

③ 原料

植物系（ヤシ殻、木材、おが屑等）とする。

(2) 評価方法

JWWA K 113:2005-2（水道用粉末活性炭）及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインについて（平成12年3月31日衛水第21号：最終改正 令和2年3月30日）」に基づくこと。

3 品質試験

- (1) 落札候補者は、本局の指定する日までに上記「品質-1」に係る製品の試験成績書を提出すること。なお、製品が水道用薬品の認証登録を受けている場合は、認証登録証の写しの提出をもってこれに替えることができる。
- (2) 落札候補者は、本局の指定する日までに納入製品のサンプルおよび上記「品質-2」に係る試験成績書を提出し、品質の確認を受けること。

- (3) 納入製品においては、本局による製品の品質確認を適時受けるものとする。品質確認のため製品納入時に製品を抽出する際は、受注者は本局の指示に従いこれに協力すること。また品質確認の結果、製品の品質に疑義が生じた場合は、本局と受注者の間で協議することとする。

4 契約方法及び契約期間

- (1) 契約方法は1 kg 当たりの単価契約とする。
(2) 契約期間は、契約の日から令和4年3月31日までとする。

5 納入

- (1) 製品の納入に際しては、事前に本局から受注者に対し納入月日、納入数量を連絡することとする。
(2) 受注者が納入場所において製品を納入する際は、指定された形態（ローリー車又はフレコンバッグ）により納入すること。
(3) 納入場所でのローリー車によるホース受入（受入配管）は100Aとする。
(4) 納入品は、上記「2(1) 品質」に適合した製品であること。
(5) 納入時には製品の試験成績書（上記「品質-2」）を提出すること。試験成績書には以下の項目について記載すること。
① 製品名：製品の名称
② 試験年月日：品質試験の実施日（試験期間）
③ 試験機関：品質試験を実施した機関名
④ 試験結果：上記「品質-2」に示す品質項目についての試験結果
⑤ 製造工場：製品を製造した業者と工場名
⑥ 納入年月日：製品の納入日
⑦ 備考：供試品の Lot.No, 試験方法, 原材料, 賦活方法など
(6) 製品を納入する際は、必ず本局の立会のうえ作業前及び終了後の確認を受けること。
(7) 製造工場から本局が指定する納入場所までの運搬費等、製品の納入までに要する費用は、全て受注者の負担とする。
(8) 計量器は、計量法の規定による検査又は検定に合格したものを使用し、検定合格証明書等を提出すること。また計量法第107条による計量証明事業登録証を提出すること。
(9) 製品を納入する際は、計量証明書を提出すること。またこれに要する費用は、全て受注者の負担とする。

6 納入場所

- (1) 大型タンクローリー
① 上追沢沈砂池 柴田郡川崎町大字支倉字上赤沢山 2-2
- (2) 小型タンクローリー
① 国見浄水場 仙台市青葉区国見六丁目 51-1 電話 234-4236
② 中原浄水場 仙台市青葉区芋沢字中原 24 電話 394-2507
③ 福岡取水場 仙台市泉区福岡字台 103-2 電話 379-3633
- (3) フレコンバッグ
① 国見浄水場 仙台市青葉区国見六丁目 51-1
② 中原浄水場 仙台市青葉区芋沢字中原 24
③ 福岡取水場 仙台市泉区福岡字台 103-2

7 納入予定数量

納入場所	納入形態	(1回当たり) 最低納入数量 kg	年間予定数量 kg
上追沢沈砂池	大型タンクローリー	5,000	204,000
国見浄水場	小型タンクローリー フレコンバッグ	1,000 300	5,000 3,000
中原浄水場	小型タンクローリー フレコンバッグ	1,000 300	5,000 600
福岡取水場	小型タンクローリー フレコンバッグ	1,000 300	4,000 1,500

納入予定数量は水質状況等により増減するため、上記の数量未満又は超過した場合であっても、同一単価で納入するものとする。

なお、本局では水源の水質が著しく悪化した際に1か月間で100,000kg程度の高機能粉末活性炭を使用した実績があることから、同様の状況が発生した場合においても納入に支障をきたさない供給体制を整備すること。

8 支払い

支払いは、納入された数量を毎月末に集計し、契約単価により翌月以降精算するものとし、支払期限は、本局が請求書を受理した日から30日以内とする。

9 その他

- (1) 契約締結後、製品の安全データシート及び連絡体制表を提出すること。またゴールデンウィーク・お盆・年末年始等の長期休業期間の体制については、事前に別途連絡体制表を提出すること。
- (2) 本仕様書に定めていない事項については、契約書および本局の指示による。

以 上